

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和 8 年 6 月 18 日

新潟市長 中原 八一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 タウン 403

所在地 新潟市秋葉区程島 1882 外

設置者 株式会社マックスエステート 代表取締役 井浦 友輔

2 変更しようとする事項

1）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（1）駐輪場の位置

（変更前）

位置（駐輪場 No.（配置図上の No.））
駐輪場 1（建物 B 棟東側）
駐輪場 2（建物 B 棟東側）
駐輪場 3（建物 E 棟東側）

（変更後）

位置（駐輪場 No.（配置図上の No.））
駐輪場 1（建物 B 棟東側）
駐輪場 2（建物 B 棟東側）
駐輪場 3（建物 E 棟東側）
駐輪場 4（建物 A 棟南側）

(2) 荷さばき施設の位置

(変更前)

位 置
荷さばき施設 No. (配置図上の No.)
荷さばき施設 1 (建物 A 棟南側)
荷さばき施設 2 (建物 A 棟南側)
荷さばき施設 3 (建物 B 棟西側)
荷さばき施設 4 (建物 C 棟北側)
荷さばき施設 5 (建物 D 棟北側)
荷さばき施設 6 (建物 C 棟西側)
荷さばき施設 7-1、7-2 (建物 E 棟東側)
荷さばき施設 8 (建物 F 棟西側)
荷さばき施設 9 (建物 H 棟南側)

(変更後)

位 置
荷さばき施設 No. (配置図上の No.)
荷さばき施設 1 (建物 A 棟南側)
荷さばき施設 2 (建物 A 棟南側)
荷さばき施設 3 (建物 B 棟西側)
荷さばき施設 4 (建物 C 棟北側)
荷さばき施設 5 (建物 D 棟北側)
荷さばき施設 6 (建物 C 棟西側)
荷さばき施設 7-1、7-2 (建物 E 棟東側)
荷さばき施設 8 (建物 F 棟西側)

(3) 廃棄物等保管施設の位置

(変更前)

位 置
廃棄物等保管施設 No. (配置図上の No.)
廃棄物等保管施設 1 (建物 A 棟西側)
廃棄物等保管施設 2 (建物 B 棟北側)
廃棄物等保管施設 3 (建物 C 棟内南側)
廃棄物等保管施設 4 (建物 D 棟内東側)
廃棄物等保管施設 5 (建物 E 棟西側)
廃棄物等保管施設 6 (建物 F 棟内北側)
廃棄物等保管施設 7 (建物 G 棟西側)
廃棄物等保管施設 8 (建物 H 棟東側)

(変更後)

位 置 廃棄物等保管施設 No. (配置図上の No.)
廃棄物等保管施設 1 (建物 A 棟西側)
廃棄物等保管施設 2 (建物 B 棟北側)
廃棄物等保管施設 3 (建物 C 棟内南側)
廃棄物等保管施設 4 (建物 D 棟内東側)
廃棄物等保管施設 5 (建物 E 棟西側)
廃棄物等保管施設 6 (建物 F 棟内北側)
廃棄物等保管施設 7 (建物 G 棟西側)

2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 小売業者ごとの開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
未定 (旧株式会社北越ケーズ)	午前 9 時 00 分～午後 10 時 00 分	
株式会社三喜	午前 10 時 00 分～午後 7 時 00 分 年間 120 日午後 7 時 30 分閉店	
株式会社イザワ靴店	午前 10 時 00 分～午後 8 時 00 分	
株式会社かどや	午前 9 時 00 分～午後 10 時 00 分	
株式会社ハードオフコーポレーション	午前 10 時 00 分～午後 10 時 00 分	
株式会社オカ	午前 10 時 00 分～午後 8 時 00 分	
株式会社銀座	午前 7 時 00 分～午後 9 時 00 分	

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
(株式会社ドン・キホーテ)	24 時間営業	
株式会社三喜	午前 10 時 00 分～午後 7 時 00 分 年間 120 日午後 7 時 30 分閉店	
株式会社イザワ靴店	午前 10 時 00 分～午後 8 時 00 分	
株式会社かどや	午前 9 時 00 分～午後 10 時 00 分	
株式会社ハードオフコーポレーション	午前 10 時 00 分～午後 10 時 00 分	
株式会社オカ	午前 10 時 00 分～午後 8 時 00 分	
株式会社銀座	午前 7 時 00 分～午後 9 時 00 分	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場 No. (配置図上の No.)	来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場 1 (建物 A 棟東側)	午前 6 時 30 分～午後 10 時 30 分

(変更後)

駐車場 No. (配置図上の No.)	来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場 1 (建物 A 棟東側)	24 時間

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設 1	午前 6 時 00 分～午後 8 時 00 分
荷さばき施設 2	午前 6 時 00 分～午後 8 時 00 分
荷さばき施設 3	午前 9 時 00 分～午後 7 時 00 分
荷さばき施設 4	午前 10 時 00 分～午後 8 時 00 分
荷さばき施設 5	午前 10 時 00 分～午後 9 時 00 分
荷さばき施設 6	午前 6 時 00 分～午後 9 時 00 分
荷さばき施設 7 (7-1, 2)	午前 10 時 00 分～午後 8 時 00 分
荷さばき施設 8	午前 10 時 00 分～午後 8 時 00 分
荷さばき施設 9	午前 10 時 00 分～午後 8 時 00 分

(変更後)

荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設 1	24 時間
荷さばき施設 2	24 時間
荷さばき施設 3	午前 9 時 00 分～午後 7 時 00 分
荷さばき施設 4	午前 10 時 00 分～午後 8 時 00 分
荷さばき施設 5	午前 10 時 00 分～午後 9 時 00 分
荷さばき施設 6	午前 6 時 00 分～午後 9 時 00 分
荷さばき施設 7 (7-1, 2)	午前 10 時 00 分～午後 8 時 00 分
荷さばき施設 8	午前 10 時 00 分～午後 8 時 00 分

3 変更する年月日

上記 2 の 1) の変更 令和 9 年 1 月 27 日

(但し、軽微変更が適用された場合はその日以降)

上記 2 の 2) の変更 令和 8 年 5 月 27 日

4 変更しようとする理由

建物 A 棟等における小売業を行う者の変更に伴い、施設の配置並びに運営方法に変更が生じるため。

5 届出年月日

令和 8 年 5 月 26 日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市秋葉区産業振興課

7 縦覧期間

令和 8 年 6 月 18 日から令和 8 年 10 月 18 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

新潟市経済部商業振興課

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp